

山形県「ラ・フランス」振興協議会の取組みについて

1. 「山形県『ラ・フランス』振興協議会」について

- 「山形ラ・フランス」のブランド力強化と販売力の向上を図るため、農業団体、市場、出荷団体、生産者団体、生産者等が「オール山形」で、品質を重視した生産・出荷・販売・流通に取り組むことを目的として設立。
- 主な取組内容
 - ・作柄調査および収穫適期判定会の実施、販売開始基準日の設定
 - ・消費拡大およびブランド力強化に関する取組み
 - ・地理的表示（G I）「山形ラ・フランス」の運営



2. G I「山形ラ・フランス」の取組内容

（1）登録の目的（令和2年8月19日登録）

- 山形県「ラ・フランス」振興協議会の取組内容と、「山形ラ・フランス」の良食味の認知度を高め、市場評価のさらなる向上を図る。
- 地理的表示（G I）保護制度への登録によって、「山形ラ・フランス」が国から保護される。
 - ・模造品（類似表示品）の排除によるブランド価値の保護
 - ・「山形ラ・フランス」＝「良食味・高品質」という認識の向上
 - ・「山形ラ・フランス」の価値を再認識することによる生産意欲の向上

⇒ブランド力の強化、消費拡大、価格の安定・向上、産地の活性化に繋がる

（2）G I「山形ラ・フランス」の要件

- 生産地：山形県内
- 生産者：山形県「ラ・フランス」振興協議会に入会している出荷団体に属する生産者又は、入会している個人生産者
- 販売開始基準日の遵守 ○栽培方法：剪定・摘果の適正実施 ○出荷規格：従来の出荷規格を守る

（3）G I保護制度による規制等の強化

- 令和9年8月19日以降は、協議会に入会していない出荷団体や生産者が出荷する「ラ・フランス」に対して、「山形ラ・フランス」やこれに類似する表示を行うと、G I法に基づき、規制・罰則の対象となる場合があります。

- ・個人の場合：3年以下の懲役刑または300万円以下の罰金
- ・団体の場合：1億円以下の罰金
- ・類似表示例：「山形産ラ・フランス」、「山形のラ・フランス」など

- 団体で当協議会に入会していても、個人で入会していない方が贈答・個別販売を行った場合は違反となります。個人で出荷する場合は、個人で当協議会に入会してください。

協議会への入会は随時受け付けています。詳細は事務局までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

山形県「ラ・フランス」振興協議会事務局（山形県農林水産部園芸大国推進課）
TEL:023-630-2319 FAX:023-630-2591 e-mail:yengei@pref.yamagata.jp